

帰りたい

子供にシェルターを



—中—

親から虐待されるなどして帰る家がない子供への支援は、児童相談所や、児童相談所から親や親類と暮らすことが難しいと判断されて委託された児童福祉施設が担っている。しかし、施設の定員を超えているケースも多く、年少者の入所が優先されがちで、18歳になると原則的に施設を出ていかなければならない。こうした公的支援から漏れやすい10代半ば以上の子供を守るべく、少年事件を担当する弁護士が中心となり、全国で初めて04年に東京で、続いて愛知、神奈川、岡山の4都県で一時避難所「子供シェルター」が開設された。

全国4都県で開設

ている愛知県のNPO法人「パオ」は、07年から女子専用の子供シェルター「丘のいえ」を運営している。弁護士らが購入した一軒家で少女2人が暮らす。子供シェルターの場所は親や友達には明かさず、スタッフが24時間体制で見守る。少女1人を弁護士2人が担当し、就職など将来の進む

公的支援漏れの受け皿に

方向を一緒に考えていく。運営費用は、協定を結んでいる児童相談所から子供を紹介された場合に受け取る委託金を除けば、個人や企業からの寄付金で、決して豊かではない。

これまでパオは計18人（13〜19歳）を受け入れ、5〜178日間保護し、非行少女もいたが、すべて虐待が原因だったという。幼いころから父

に暴力を振るわれ、母からは育児放棄（ネグレクト）されていた18歳の少女は、意を決して自ら児童相談所に保護を求めたが、対象年齢を超えていたため、配偶者からの家

に暴力などを対象とした女性相談所を紹介された。しかし、女性相談所からは「虐待は児童相談所が担当」と言われ、行き場を失った末に少女はパオに電話を掛けたという。



落ち着けるよう1人に1部屋だ—パオ提供

シェルターに来る少女は、性的虐待を受けて医療的ケアが必要な場合もある。精神的に不安定で、就職できる状態にない子供も多い。滞在期間が長期化する傾向にあり、シェルターを出て就職するまでの間にも身を寄せる施設が必要になっていく。パオの事務局長、高